

# オンライン結合の必要性・イメージ

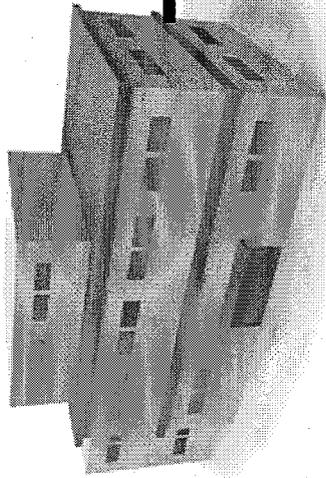
汎用機オープン化は、構築後30年以上が経過している本市の独自仕様システムの全面的な見直しです。システム構築に要する期間は、15箇月程度となります。作業ピーク時には、100人規模の開発業者の作業スペースを必要とします。また、現行システムにおいては、運用保守業者が20人弱常駐しています。

開発業者(\*1)および運用保守業者(\*2)の移動を極力抑制することができます。  
これにより移動費および宿泊費の抑制や、新型コロナウイルス等の感染リスクを軽減した上でのリアルタイムな情報共有が可能となり、  
**住民情報を扱う基幹業務の効率化につながります。**

(\*1)日本電気株式会社  
(\*2)未契約、システム稼働前に業者選定予定

## <情報保護対策を講じたオンライン結合のイメージ>

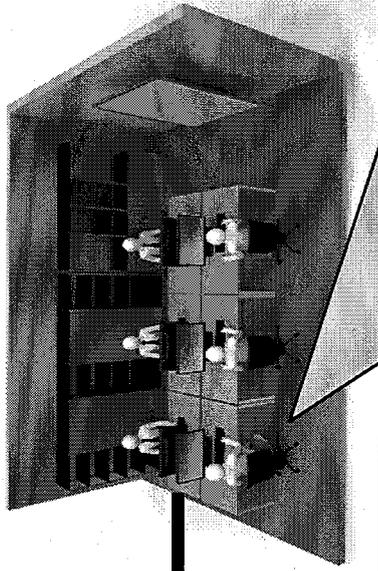
秋田市役所



専用回線 (オンライン結合)

システム構築 : 2020/7~2021/9  
システム稼働 : 2021/10~

日本電気株式会社 (リモート作業室)



### 情報保護対策1 専用回線

- ・秋田市役所と日本電気株式会社との間のみをつなぐ閉域回線を利用し、インターネットから完全に遮断(第三者のアクセスを抑制)

### 情報保護対策2 リモート作業室

- ・監視・隔離された部屋  
(本事業専用の部屋、入退室認証、監視カメラ)
- ・監視・隔離された端末  
(本事業専用の端末、ワイヤードック、専用線のみ接続、ログイン認証、USB等接続不可、ウイルス対策等)

# 汎用機オープン化の目的・方針

本事業では、住民記録や税務など基幹的な住民情報を取り扱う本市の独自仕様システム（汎用機）を、仕様が公開された製品で構成されるオープンシステムへ移行します。

## 目的

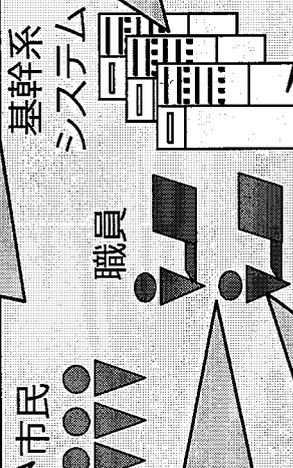
- 1 秋田市における電子自治体の推進を図ること。
- 2 システムの見直しに併せて事務考査を行い、業務改善を行うこと。
- 3 秋田市のICTに係るコストを継続的に削減すること。

### 方針1 住民サービス向上への対応

電子自治体の推進は、住民サービスの効率性、効果的に提供し、住民の満足度向上にもつながる。したがって、オープン化に当たり、住民サービスの向上に寄与すると考えられる事項等について、十分配慮しながら進め、市民の満足度の向上につなげていくよう努める。

### 方針2 システムの業務継続性の確保

東日本大震災以降、災害時の行政サービスの継続性や被災した際の短時間の復旧性がクローズアップされている。オープン化に当たり、大規模災害発生時の住民サービス縮退業務継続等を考慮する。また、現行システムでは、システム習熟に特殊性が要求され、業務が属人化する傾向があったが、職員の習熟性が低い状態でも、ある程度の業務継続が可能となるよう考慮する。



### 方針3-(1) 地域情報プラットフォームに準拠

特定事業者への依存が起ころず、競争原理を適正に働かせたシステム調達を図るため、地域情報プラットフォーム\*1)に準拠したパッケージシステム\*2)によるオープンシステムを構築する。これにより、業務プロセス全体の見直しと最適化を行い、事務効率の向上を図る。

### 方針3-(3) 業務見直しの実施

標準業務プロセスと現行業務プロセスの照合による業務改善・最適化を検討するとともに、パッケージシステムの利用を前提とした業務見直し（事務考査）を実施し、事務そのものについて、真に必要なものかどうかを精査する。

### 方針3-(4) 業務プロセスの標準化および見直し

オープン化において現行業務プロセスを踏襲・維持しようとする、大幅なカスタマイズを必要とするところがあり、その場合、その後の運用・保守費用も掛がり増しとなることから、オープン化に合わせて本市業務プロセスの標準化を図る。

### 方針3-(2) 原則はノンカスタマイズ

システムのカスタマイズは、独自部分を作り込むため、新たなコストを発生させる。このため原則としてカスタマイズは実施しない。パッケージシステムの機能等を照合し、業務を一つ一つ見直していくことにより最適化を図る。

\*1) 地域情報プラットフォーム：様々なシステム間の電子情報のやりとり等を可能にするために定められた、各システムが準拠すべき業務面や技術面の標準仕様のこと。これを活用したシステム再構築により、業務・システムの効率化が実現される。

\*2) パッケージシステム：出来合いの市販ソフトウェア製品により構築されたシステム。

## 汎用機オープン化事業の概要について

## 1 オープン化事業について

## (1) 概要

秋田市独自仕様の汎用機システム（住民記録、税、福祉等の17業務）を、仕様が公開された製品で、地域情報プラットフォームに準拠したパッケージシステム（新基幹系システム）へ移行する。これに合わせ、国保税滞納管理等の5業務を統合・更新するとともに、新たに、税申告等の2業務をシステム化する。新基幹系システムは、現行汎用機システムのリース契約終了後の令和3年10月稼働予定。

## (2) 対象業務システムおよび業務主管課

- ア 住民記録システム(市民課)
- イ 印鑑登録証明システム(市民課)
- ウ 個人住民税システム(市民税課)
- エ 法人市民税システム(市民税課)
- オ 固定資産税システム(資産税課)
- カ 軽自動車税システム(市民税課)
- キ 収納管理(市税・国保税)システム(納税課・国保年金課収納推進室)
- ク 宛名(住民登録外)システム(共通)
- ケ 税証明システム(市民税課・資産税課)
- コ 国民健康保険税システム(人間ドック機能含む)(国保年金課・特定健診課)
- サ 国民年金システム(国保年金課)
- シ 福祉医療(乳幼児、ひとり親)システム(子ども総務課)
- ス 福祉医療(障がい者医療)システム(障がい福祉課)
- セ 老人福祉システム(高齢バス、はりきゅう)(長寿福祉課)
- ソ 児童手当システム(子ども総務課)
- タ 児童扶養手当システム(子ども総務課)
- チ 選挙人名簿システム(選挙管理委員会事務局)
- ツ その他税(市たばこ税、鉦産税、入湯税、事業所税)システム(市民税課)
- テ 滞納管理(国保税)システム(国保年金課収納推進室)
- ト 滞納管理(市税)システム(納税課)
- ナ 期日前・当日システム(選挙管理委員会事務局)
- ニ 国税連携システム(市民税課)
- ヌ イメージファイリングシステム(市民税課)
- ネ 申告支援システム(市民税課)

## (3) システム構築業者 日本電気株式会社(NEC)

システム運用保守業者については未契約であり、システム稼働前に業者選定予定。業者選定条件として、当該システム構築業者の行う情報保護対策と同等以上の対策を講じることが可能なこととする。

## 2 オンライン結合について

## (1) オンライン結合の目的および必要性について

オープン化事業は、汎用機と呼ばれる本市独自仕様の基幹系システムを全面的に見直しすることで、運用面のコストカットや先進システム導入による諸手続等の効率化を図るものである。

本事業は、多くの時間と予算を要する全庁的な大規模改修であるが、当市と業者を専用の通信回線で接続し、リアルタイムな情報共有を行うことで、作業効率の向上と費用の削減を可能とすることができるため、オンライン結合による情報提供が必要不可欠である。

## (2) オンライン結合先

業者施設内リモート作業室

## (3) 提供される個人情報の概要

	対象業務システム名	提供する主な項目
1	住民記録	住所、氏名、生年月日、性別、本籍地、住民票コード
2	印鑑登録証明	印影情報、登録者情報
3	個人住民税	所得情報、扶養者情報、課税情報、勤務先情報、申告情報
4	法人市民税	所在情報、申告情報、課税情報
5	固定資産税	所有者情報、土地所在情報、家屋所有情報、資産情報、共有者情報、課税情報
6	軽自動車税	所有者情報、車体情報、課税情報
7	収納管理	収納情報、口座情報
8	宛名（住民登録外）	個人（住所、氏名、生年月日、性別）、特別事情(DV) 法人（所在地、名称、代表者）
9	税証明	各税システムに準ずる
10	国民健康保険税	被保険者情報（資格情報、証発行情報）、賦課情報、所得情報、給付情報、レセプト情報
11	国民年金	資格情報、給付情報、収納情報、宛名情報（氏名、住所、生年月日、性別、口座等）
12	福祉医療（乳幼児、ひとり親）	資格者情報（氏名、生年月日、性別、住所、保険情報）、資格情報、証発行情報、償還払い情報、レセプト情報
13	福祉医療（障がい者医療）	資格者情報（氏名、生年月日、性別、住所、保険情報）、資格情報、証発行情報、償還払い情報、レセプト情報、障害手帳情報
14	老人福祉	資格者情報（氏名、生年月日、性別、住所、保険情報）、資格情報、証発行情報、実績情報
15	児童手当	資格情報（氏名、生年月日、性別、住所、認定日等）、所得判定情報、給付情報

16	児童扶養手当	資格情報（氏名、生年月日、性別、住所、認定日等）、 所得判定情報、給付情報
17	選挙人名簿	住民情報（住所、氏名、生年月日、性別、異動履歴等）、 各選挙人名簿
18	その他税	所有者情報、課税情報、申告情報
19	滞納管理（国保税）	滞納者情報、交渉経過情報、滞納処分情報
20	滞納管理（市税）	滞納者情報、交渉経過情報、滞納処分情報
21	選挙（期日前・当日）	住民情報（住所、氏名、生年月日、性別、異動履歴等）、 各選挙人名簿
22	国税連携	所得情報、扶養者情報、課税情報、勤務先情報、申告 情報
23	イメージファイリング*	所得情報、扶養者情報、課税情報、勤務先情報、申告 情報
24	申告支援	所得情報、扶養者情報、課税情報、勤務先情報、申告 情報

※ 原則として、構築するシステムのオンライン処理およびバッチ処理で参照できるデータ項目のすべてが対象  
（マイナンバーについては使用せず、ダミーデータを利用する）

(4) オンライン結合による提供期間

システム構築：令和2年7月～令和3年9月

システム稼働：令和3年10月～

3 情報保護対策について

【資料2】「リモート接続に関する仕様」に記載

## リモート接続に関する仕様

## 1. リモート接続対象機器

本契約で準備

## 2. 環境

- (1) リモート接続端末を設置する場所(以下、「リモート作業室」とする)は、外部侵入者を防止するために認証装置や監視カメラの設置等、セキュリティが確保されていること。
- (2) リモート作業室は、入退室記録の管理をしていること。
- (3) リモート接続端末は、本プロジェクトの利用のみとして、他のプロジェクトと共有しないこと。
- (4) リモート接続端末はインターネットから分離すること。
- (5) リモート接続端末はセキュリティワイヤにて施錠すること
- (6) リモート作業室にプリンタは設置しないこと。
- (7) 本プロジェクト以外のメンバーが利用できないように、端末の認証を備えていること。  
また、認証ID、パスワードは個人毎に設定すること。
- (8) ウィルスの感染防止対策をとっていること。
- (9) リモート接続端末のローカルディスクへの個人情報が含まれるファイルの保存はしないこと。
- (10) リモート接続端末は、USB 接続不可等の外部記憶媒体への書き込みができない対策をとっていること。ただし、ログ出力等データの取出しが必要な場合があるので、外部記憶媒体への接続ができる端末を1台設定し、作業時には、甲及び乙の管理者承認のもと実施すること。
- (11) 回線については、閉域回線(IP-VPN等)を利用すること。
- (12) リモート作業用として定められた端末以外は、秋田市とのネットワークに接続しないこと。  
また、MACアドレスによる制御等接続できない対策をとること。
- (13) リモート作業室での携帯電話の利用は可能とするが、カメラ機能の利用は不可とすること。
- (14) リモート作業室への甲による現地監査を可能とすること。
- (15) リモート接続端末からの接続について、甲と協議の上、接続可能期間及び日程を決定し、接続対象外の日は、接続できない設定をすること。

## 3. サーバのデータ入出力

- (1) リモート接続端末からサーバへモジュール等データを格納する場合は、対象のファイルについてウイルスチェックを実施すること。また、そのエビデンスを残すこと。
- (2) サーバ情報(ログ等)をリモート端末から取り出す場合は、ルールを定めた上で実施すること。  
ログ内に住民情報が記載されている場合は、対象箇所をマスキング又は削除すること。  
なお、住民データについては、いかなる場合も持ち出すことは禁止とする。

## 秋田市基幹系システム導入に関する公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

本市では、基幹系システム（住民記録システム、税システム等）について、オープンシステムによる再構築を実施する。再構築に当たり、要件定義、パッケージシステムの導入、システム環境構築、賃貸借および運用保守等を行うために、企画提案力、技術力およびプロジェクト全体のマネジメント能力等を求めることから、内容を総合的に評価できる公募型プロポーザル方式により契約候補者を選定する。

## 2 業務名

秋田市基幹系システム導入業務（以下「本業務」という。）

## 3 業務内容

別添「秋田市基幹系システム調達仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

## 4 履行期間

## (1) 構築および賃貸借

- ・ 契約期間は契約締結日から平成38年9月30日まで。
- ・ 支払期間は平成33年10月分から平成38年9月分まで。

## (2) 運用保守

- ・ 期間は平成33年10月1日から平成38年9月30日まで。
- ・ 単年度契約を予定。

## 5 提案上限金額

- (1) 構築および賃貸借 : 1,434,276,000円  
(消費税および地方消費税を含む。)
- (2) 運用保守5年分 : 664,000,000円  
(消費税および地方消費税を含む。)

なお、運用保守5年分については、構築および賃貸借とは別に平成33年度からの単年度契約とする。ただし、現時点で予算が確定してい

ないため、金額を確約するものではない。

## 6 参加資格

本プロポーザルに参加を表明できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 秋田市内に本店又は支店、営業所があり、障害発生時等に迅速に対応できること。
- (2) 過去5年間に地方公共団体において、基幹系システム構築を受託し、これらを誠実に履行した実績を有すること。
- (3) 提案するパッケージシステムについては、過去5年間に人口20万人以上（平成27年国勢調査による）の地方公共団体において導入された実績を持ち、地域情報プラットフォーム仕様に準拠し、一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）に準拠登録されていること。
- (4) プライバシーマーク（JIS Q 15001）、ISMS/情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC 27001）、品質マネジメントシステム（ISO9001）について、第三者機関の評価による認定、認証を受けていること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (6) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (7) 本市の市税に滞納がないこと。
- (8) 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集团的に、もしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の構成員又は当該団体と密接な関係を有する者であると認められないこと。
- (9) 「秋田市基幹系システム調達仕様書作成および調達支援業務委託」に係る受託者（株式会社日本総合研究所）並びにこの受託者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社、子会社及び同一の親会社を有するグループ会社」に、該当しないこと。
- (10) 本業務は共同企業体で提案することも可とする。その場合共同企業体に参加する団体すべてが(4)～(9)を満たすこと。(1)については、

当該共同企業体の構成員の代表企業が満たすこと。(2)については、当該共同企業体の構成員のいずれかが満たすこと。なお、当該共同企業体の構成員は、単独および他の共同企業体の構成員として、本プロポーザルに参加できないこととする。

## 7 日程

本プロポーザルの主な日程は次のとおりとする。ただし、本市の都合により予定を変更する場合がある。

平成30年12月28日(金)	公募開始
平成31年1月11日(金)	質問書提出期限
平成31年1月21日(月)	質問回答期限
平成31年1月23日(水)	参加表明書兼誓約書等提出期限
平成31年1月30日(水)	1次審査結果の通知
平成31年2月7日(木)から14日(木)まで	デモンストレーション審査の実施
平成31年2月25日(月)	企画提案書提出期限
平成31年3月14日(木)	提案書および プレゼンテーション審査の実施
平成31年3月18日(月)	最終選定結果の通知
平成31年4月	契約締結予定

## 8 質問の受付および回答

本業務に関し質問がある場合は次の定めによるものとし、他の方法による質問は一切認めない。又、本プロポーザルに直接関係する質問にのみ回答するものとし、不適切な質問に対しては回答しない。

(1) 質問方法 電子メール(到達を電話で確認すること。)

(2) 質問様式 質問書(様式1)

※質問は1枚に1つとし、必要に応じて複数提出することも可とする。

(3) 質問書提出期限 平成31年1月11日(金)午後5時

(4) 送信先 秋田市企画財政部情報統計課メールボックス

ro-plif@city.akita.lg.jp

- (5) 回答方法 質問と回答は、1月21日(月)までの間に随時、秋田市公式ホームページで公開する。

## 9 参加表明書兼誓約書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより参加表明書等を提出すること。

### (1) 提出様式

#### ア 参加表明書兼誓約書(様式2)

※(ア) 単独企業の場合：様式2-1

(イ) 共同企業体の場合：様式2-2

併せて、共同企業体の場合は、以下内容を反映させること。

- ・共同企業体の場合、以下の様式3、様式4-1および様式4-2の右上に「代表企業」又は「代表企業以外の企業」と明記した上で、それぞれの企業ごとに作成し、提出すること。

#### イ 会社概要(様式3)

- ・共同企業体で参加する場合は全ての企業に関して提出すること
- ・共同企業体で認証等を記載した場合は、それを証する書面等の写しを添付すること。

#### ウ 契約実績書(様式4-1)およびパッケージ実績書(様式4-2)

- ・地方公共団体における実績について記載すること。なお、記載した業務に係る契約書の写し(業務名、金額、署名等が分かる部分のみで可)を添付すること。

#### エ 業務の実施体制(様式5)

- ・保有資格を記載した場合は、それを証する資格証等の写しを添付すること。なお、共同企業体の場合、「部署・氏名等」の欄に企業名も加えて作成し、一様式にまとめること。なお、「役割」の欄については、実体制に沿って名称等を変更しても差し支えない。

#### オ 商業登記簿謄本または法人登記事項証明書

- ・共同企業体で参加する場合は全ての企業に関して提出すること
- ・提出日前3か月以内に発行されたもの。写し可。

カ 市税の納税証明書（完納証明書）

- ・共同企業体で参加する場合は全ての企業に関して提出すること
- ・提出日前3か月以内に秋田市で発行されたもの。写し可。
- ・秋田市に課税されていない場合は、才の書類を発行窓口（秋田市市民税課）に提示すること。

キ 見積書

- ・見積書は消費税および地方消費税を含むものとする。
- ・構築および賃貸借にかかる全ての費用について見積書（リース料含む）を作成すること。A4判、様式は自由とし、押印されたものとする。ただし、構築および賃貸借に係る事項について、全て網羅したものであること。また、可能な限り項目を細分化し、本市が詳細を把握できる内容とすること。
- ・運用保守についても、全ての費用について見積書（5年分）を作成すること。A4判、様式は自由とし、押印されたものとする。ただし、運用保守に係る事項について、全て網羅したものであること。また、可能な限り項目を細分化し、本市が詳細を把握できる内容とすること。

ク 機能一覧（様式6）

- ・「様式6 機能一覧」の項目「必須機能への対応」について「○」を記載すること。項目「必須機能への対応」について項目「運用で対応」に「○」を記載した場合は、項目「運用の具体的な内容」を記載すること。項目「任意機能への対応」についての記載は任意とする。

(2) 提出期限 平成31年1月23日(水)午後5時

(3) 提出場所 秋田市企画財政部情報統計課(〒010-8560

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市本庁舎5階)

(4) 提出部数 各1部

(5) 提出方法 持参(土曜日、日曜日および祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。)又は郵送(書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)によること。

## 10 1次審査

以下のとおり1次審査を実施し、秋田市基幹系システム導入に関する公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が、別添「秋田市基幹系システム導入に関する公募型プロポーザル評価基準書」に基づいて審査を行う。

- (1) 審査方法 参加表明書兼誓約書等により「6 参加資格」を満たし、別添「秋田市基幹系システム導入に関する公募型プロポーザル評価基準書」における「3(1) 1次審査の評価」から上位5社を選定し、2次審査を実施する。
- (2) 選定結果の通知 平成31年1月30日(水)

## 11 2次審査の企画提案書等の提出

企画提案書等は、別添「秋田市基幹系システム導入に関する公募型プロポーザル提案書等作成要領」に定めるところにより作成し、提出するものとする。

- (1) 提出期限 平成31年2月25日(月)午後5時
- (2) 提出場所 秋田市企画財政部情報統計課(〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市本庁舎5階)
- (3) 提出部数 15部(企画提案書は1部のみ押印し、残りは複写可)および電子データ(PDF形式)を保存したCD-R(DVD-Rも可とする)1部。
- (4) 提出方法 持参(土曜日、日曜日および祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。)又は郵送(書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)によること。

## 12 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合。なお、提案者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、その限りではない。
- (2) 提出書類に本市が求める内容が記載されていない等の不備、未記入又は虚偽の記載がある場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合。

- (4) 複数の提案を行った場合。
- (5) 見積金額が「5(1) 構築および賃貸借」または「5(2) 運用保守5年分」の提案上限金額を上回る場合。
- (6) 本プロポーザルの公募開始後、本業務に関する事で審査委員に接触を求めた場合。

### 13 2次審査

#### (1) デモンストレーション審査

以下のとおりデモンストレーションを実施し、審査委員会が、別添「秋田市基幹系システム導入に関する公募型プロポーザル評価基準書」に基づいて審査を行う。

① 予 定 日 平成31年2月7日(木)から14日(木)

※1日につき1社を予定。

② 場 所 秋田市本庁舎

③ 対象機能等 ア 住民記録（印鑑登録、選挙含む）

イ 税（個人住民税、法人市民税、固定資産税、  
軽自動車税、その他税、収納、滞納、税証明、  
国税連携、イメージファイリング、申告支援）

ウ 福祉（国民健康保険、国民年金、福祉医療、  
児童手当、児童扶養手当）

エ 共通機能

④ 説 明 者 最大5名まで認める。

⑤ 説 明 説明する内容については、別紙1「デモンストレーション審査に係る秋田市要望」のとおりとするが、これらはいくまでも希望であり、最終的には事業者の判断で決定するものとする。

⑦ 持ち時間等 持ち時間等は以下のとおりとする。

	説明(分)	質疑(分)	合計(分)
住民記録	40	20	60
税	90	30	120
福祉	90	30	120

共通機能	40	20	60
合計(分)	260	100	360

具体的な時間割については、別紙2「デモンストレーション審査時間割」のとおりとし、「10(2) 選定結果の通知」において、選定された事業者へデモンストレーション審査の実施日を通知する。

- ⑧ 使用機器等 プロジェクター、スクリーンおよびレーザーポインターは本市が用意する。
- ⑨ 審査方法 パッケージシステムの機能や使いやすさ等を勘案して総合的に行う。審査項目および配点は、別添「秋田市基幹系システム導入に関する公募型プロポーザル評価基準書」のとおり。

## (2) 提案書およびプレゼンテーション審査

以下のとおり企画提案に係るプレゼンテーションを実施し、審査委員会が、別添「秋田市基幹系システム導入に関する公募型プロポーザル評価基準書」に基づいて審査を行い、デモンストレーションの結果とあわせて、本業務について最も適切な者を選定する。

- ① 予 定 日 平成31年3月14日(木)
- ② 場 所 秋田市本庁舎
- ③ 持ち時間等 60分(説明40分、質疑応答20分)以内
- ④ 説 明 者 説明は、本業務のプロジェクトに実際に参加する担当者が行うこと。なお、説明者以外の同席は最大5名まで認める。
- ⑤ 説 明 提出した提案書類に沿って説明する。追加資料の配布は認めないが、提案書の要約である説明用のスライドを印刷したものは許容する。
- ⑥ 使用機器等 プロジェクター、スクリーンおよびレーザーポインターは本市が用意する。
- ⑦ 審査方法 提案の評価は機能や価格等を勘案して総合的に行う。審査項目および配点は、別添「秋田市基幹系シ

システム導入に関する公募型プロポーザル評価基準書」のとおり。

## 14 最終選定結果

### (1) 契約候補者の選定

1次審査と2次審査の評価の結果、得点が最も高い者を契約候補者とする。同点の者がいる場合は、審査委員会で協議の上、順位を決定する。

### (2) 最終選定結果の通知と公表

各提案者に係る最終選定結果(評価点数と順位)は、平成31年3月18日(月)に書面で通知する。また、契約候補者以外の名称を除いた上で、各提案者の評価点数を秋田市公式ホームページで公表する。

### (3) 非選定理由の説明

契約候補者に選定されなかった者は、平成31年3月25日(月)までに、非選定理由について説明を求めることができる。

ア 提出様式 様式自由。ただしA4判とする。

イ 提出場所 秋田市企画財政部情報統計課(〒010-8560  
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市本庁舎5階)

ウ 提出方法 持参(土曜日および日曜日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。)又は郵送(書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)によること。

### (4) 非選定理由の説明に対する回答

回答は、平成31年4月1日(月)までに書面(電子メール)により通知する。

## 15 契約の締結

前述により選定された契約候補者と契約締結の協議を行う。協議に当たっては契約候補者が議事録を作成し、本市の承認をもって議事録とし、双方合意の上で契約を締結する。なお、協議が不調となった場合は、次順位の者から順に、契約締結の協議を行う。

契約締結に当たっては、契約の相手方は、秋田市財務規則第128条の規定により、契約保証金を納めなければならない。ただし、秋田市財

務規則 128 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。

## 16 その他

- (1) 企画提案書等の作成等に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類は、提出した提案者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (4) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。なお、提案者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、その限りではない。
- (5) 参加表明書兼誓約書の提出後に参加を辞退する際には、辞退届(様式自由)を提出するものとする。
- (6) 提出された企画提案書等は、秋田市情報公開条例(平成9年秋田市条例第39号)に基づく情報公開請求の対象となる。
- (7) 提出された書類等は、審査および説明のほか、前号により情報公開する際に、写しを作成して使用することができるものとする。
- (8) 提案者が1者であっても2次審査まで実施する。
- (9) 受託者は、本業務の全部もしくは一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部委託についてあらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではない。なお、受託者は、受託者の責任において、再委託先に対して、本業務の契約において定める受託者の義務と同等の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

## 17 担当部署

秋田市企画財政部情報統計課

〒010-8560

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市本庁舎5階

電話：018-888-5468

E-mail：ro-plif@city.akita.lg.jp